

長崎市介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表(A1)
 (平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所[みなし指定事業所])

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A1 1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)(みなし)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168単位	1,168	1月につき
A1 1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	818	
A1 1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A1 1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736	
A1 2111	訪問型サービスⅠ 日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 38単位		38	1日につき
A1 2113	訪問型サービスⅠ 日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	27	
A1 2114	訪問型サービスⅠ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A1 2115	訪問型サービスⅠ 日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	24	
A1 1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(Ⅱ)(みなし)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335単位	2,335	1月につき
A1 1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,635	
A1 1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A1 1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,472	
A1 2211	訪問型サービスⅡ 日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位		77	1日につき
A1 2213	訪問型サービスⅡ 日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	54	
A1 2214	訪問型サービスⅡ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A1 2215	訪問型サービスⅡ 日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	49	
A1 1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(Ⅲ)(みなし)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位	3,704	1月につき
A1 1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	2,593	
A1 1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A1 1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	2,334	
A1 2321	訪問型サービスⅢ 日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位		122	1日につき
A1 2323	訪問型サービスⅢ 日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	85	
A1 2324	訪問型サービスⅢ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A1 2325	訪問型サービスⅢ 日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	77	
A1 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A1 8001	訪問型サービス特別地域加算 日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A1 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A1 8101	訪問型サービス小規模事業所加算 日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき
A1 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A1 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算 日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A1 4001	訪問型サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位加算	
A1 4002	訪問型サービス生活機能向上加算	ホ 生活機能向上連携加算		100 単位加算	
A1 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A1 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A1 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A1 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A1 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	